

鳥取県冬期道路交通確保計画

令和2年度鳥取県冬期道路交通確保計画

1 計画の目的

本計画は、県管理道路について適切な除雪を行い、安全で安心な交通を確保し、社会活動の安定を図ることを目的とする。

2 定義

一次除雪：新雪除雪により、普通車同士、又は普通車と大型車が円滑にすれ違い可能な、道路有効幅員5～6m程度を確保するための除雪をいう。

二次除雪：一次除雪完了後、大型車同士が円滑にすれ違い可能な、道路有効幅員6～7m程度を確保するための除雪をいう。

排雪除雪：排雪等により、片側2車線以上の幅員を確保し、また次期降雪に備え、堆雪帯、路肩等の排雪、運搬排雪するための除雪をいう。

豪雪時：大雪警報発令時及び発令が見込まれる時をいい、それ以外の降雪時を「通常時」という。

GPS管理システム：GPSを用いて、県管理道路における車道除雪機械の位置、除雪状況を管理するための「鳥取県除雪機械管理システム」をいう。

ライブカメラ等：積雪状況及び除雪状況を確認するために、県管理道路に設置しているライブカメラ、積雪計及び温度計をいう。

重点除雪区間：緊急輸送道路、主要幹線通行規制時の迂回道路、主要バス路線等、大型車の交通量が多い路線において、重点的に二次除雪、排雪除雪及び応援除雪を行う区間をいい、それ以外の区間を「一般除雪区間」という。

重点除雪区間は区間Ⅰ、Ⅱに分類し、区間Ⅰより優先的に除雪を行う。

	目的	指定する路線
重点除雪区間Ⅰ	・県内の骨格となる主要幹線道路 ・主要幹線道路と市街地を連絡する道路を早期に重点除雪し、広域物流、災害時の緊急輸送等の交通を確保する。	主要幹線道路で第一次防災拠点(県庁、市役所、基幹災害拠点病院等)を連絡する『第一次緊急輸送道路』を基本に以下の路線を指定 ・鳥取道、山陰道等の高規格幹線道路、国道9号等の幹線道路 ・高規格道路(山陰道等)の未供用区間における国道の迂回路を担う道路 ・第2次緊急輸送道路のうち、市内幹線道路を担う道路
重点除雪区間Ⅱ	防災拠点病院・総合病院へのアクセス道路、市内幹線道路等、主要生活道路の交通を確保する。	第二次防災拠点(町村役場、地域災害拠点病院、総合病院等)を連絡する『第二次緊急輸送道路』、市内幹線道路等の以下の路線を指定 ・第2次緊急輸送道路、市内幹線道路 等

3 除雪期間

除雪体制期間は下記のとおりとする。

自 令和2年12月 1日

至 令和3年 3月31日

ただし、降雪又は路面凍結により交通の混乱を生じる恐れがあるときはこの限りでない。

4 除雪対象とする路線（区間）基準

(1) 車道除雪路線（区間）基準

除雪対象とする区間は以下のとおりとする。

ア 一般国道及び県道の主要路線

ただし、冬期における通行が危険又は困難な区間で、迂回路を利用し得る区間は除く。

イ 平常交通可能区間（4 tトラック通行可能区間）

ウ 市町村受委託区間

エ 特に必要と認める区間

上記以外の区間については、冬期閉鎖を行う。

（別紙「令和元年度冬期閉鎖予定区間箇所表」参照）

(2) 歩道除雪区間基準

歩道除雪の対象とする区間は、以下のとおりとする。

ア 通学路（小学校）

イ 駅やバス停などから、近隣の公共施設（医療施設含む）までのうち、歩行者の多い区間

ウ 特に必要と認める区間

5 除雪路線及び路線延長

(1) 除雪路線

除雪路線（車道除雪）は下表のとおり。

路線	R 1	R 2	増 減
一般国道	9路線	9路線	± 0
主要地方道	43路線	43路線	± 0
一般県道	175路線	175路線	± 0
合 計	227路線	227路線	± 0

(2) 除雪延長

ア 車道除雪（除雪期間中の見込みの延長を含む。県受託路線は含まない。）

R 1年度 1, 790. 9 km

R 2年度 1, 789. 3 km (▲1. 6 km)

道路種別毎の除雪区分及び除雪方法別の除雪延長は、別紙「除雪路線延長調書」のとおり。

イ 歩道除雪

R 1年度 465. 3 km

R 2年度 446. 2 km (▲19. 1 km)

6 除雪作業出動基準

除雪作業に出動する基準等は以下のとおり。

(1) 車道除雪出動基準

円滑な交通を確保するため、早期除雪に努めることとする。

車道除雪出動基準は下表のとおり。

工 種	出 動 基 準
新雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> ・車道上の積雪深が5～10cm程度と見込まれる場合。 ・特に豪雪が見込まれる場合、及び重点除雪区間においては、早期出動を行う。
排雪除雪	<ul style="list-style-type: none"> ・道路両端に雪堤又は吹き溜まりができ、車線の確保が困難となった場合、又はその恐れがある場合。 ・人家連担地域において、路肩への堆雪が困難となった場合。 ・雪堤が高くなり機械除雪が困難となった場合 ・主要交差点において、交通可能な幅員の確保が困難になった場合。
路面整圧 圧雪除去	<ul style="list-style-type: none"> ・圧雪又は氷盤により交通が困難となった場合、又はその恐れがある場合。
凍結防止剤散布	<ul style="list-style-type: none"> ・路面が凍結し、又はその恐れがある場合。

2) 歩道除雪出動基準

歩道除雪出動基準は下表のとおり。

項 目	出 動 基 準	備 考
出動基準	歩道上の積雪深が20cm程度。 ただし、豪雪時には気象予報に応じて早期出動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・車道除雪と並行して歩道除雪を実施するよう努める。 ・車道除雪により、横断歩道及びバス停付近に寄せられた雪堤については、人が通れる必要幅分を速やかに除去する。

7 豪雪時車道残雪深維持目標

過去の統計から、豪雪時の連続的な大雪は2日間続くことがあるため、除雪体制も同様の期間を維持する必要がある。

そのため、豪雪時の除雪体制として、2日（48時間）の連続除雪が可能な人員の確保に努めることとする。

豪雪時における車道残雪深の維持目標は下表のとおり。

項 目	重点除雪区間	一般除雪区間
豪雪時 残雪深 維持目標	残雪深10cm以下を維持する。	残雪深10cmから15cm以下を維持する。 なお、交通量が少ない山間部はこの限りではない。
豪雪時 有効幅員 (通行可能幅員) 維持目標	一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7m程度を維持する。	一次除雪により、道路有効幅員5～6m程度を維持する。 なお、2車線確保が難しい区間においては1.5車線以上を確保し、適宜、見通せる範囲内に、すれ違いのための待避所を設ける。
備 考	バス路線は、バスの運行に支障がないように除雪を行う。	1車線道路の維持有効幅員は現地条件に応じて維持する。

8 除雪完了目標

除雪完了目標は下表のとおり。

項目	車道除雪	歩道除雪
除雪完了 残雪深	【重点除雪区間】 5 cm以下とする。 【一般除雪区間】 5～10 cm以下とする。 なお、交通量の少ない山間部はこの限りではない。	10 cm以下とする。 歩道上に圧雪が形成されている場合についても極力10 cm以下になるよう努める。
除雪幅	一次除雪完了後、二次除雪を実施し、道路有効幅員6～7 m程度を確保する。 気象予報により再度降雪が見込まれる場合等、状況に応じて二次除雪に続き、排雪除雪を行う。	道路有効幅員1.0 m以上を目標とするが、やむを得ない場合は、7.5 cm以上とする。 駅周辺などの歩行者の多い箇所については、利用形態に応じた必要幅を確保すること。
備考	バス路線は、バスの運行に支障がないように行う。 1車線道路の除雪幅は現地条件に応じて可能な除雪幅とする。 気象予報により、再度降雪が見込まれない場合は、原則として残雪深が5 cmを越えない時点で完了させるものとする。	長靴又は防寒靴で歩行可能な状態とする。

9 除雪状況の管理

- (1) GPS管理システムにより、除雪機械出動状況及び稼働状況の確認を行い、必要に応じてパトロールを行う。
- (2) 車道の残雪深確認はライブカメラ等により行う。
- (3) (1)及び(2)により除雪の各基準を満足しているか判断する。特に除雪後の残雪深が目標を満足していない場合は、除雪業者に対し改善指示を行うと共に、応援除雪の検討を行う。

10 除雪機械の配備

(1) 除雪機械の定義

除雪機械は、保有している者の別により、以下のとおり定義する。

ア 県有機械・・・県保有の除雪機械

イ 借上機械・・・民間から借上可能な除雪機械

ウ 委託機械・・・市町村委託で、市町村保有除雪機械及び市町村が民間借上げする除雪機械

(2) 除雪機械の配備計画

(1)の保有形態別に除雪機械を確保し、各総合事務所に配備する。

なお、今年度の配備計画は下表のとおりであり、機種別又は総合事務所別の配備計画は、別紙「除雪機械配備調書」のとおり。

(台)

	R 1			R 2			増 減		
	車道	歩道	合計	車道	歩道	合計	車道	歩道	合計
県有機械	138	101	239	144	108	252	+6	+7	+13
借上機械	134	13	147	135	13	148	+1	0	+1
委託機械	92	15	107	92	18	110	0	+3	+3
合 計	364	129	493	371	139	510	+7	+10	+17

1.1 排雪場の確保

円滑に排雪が行えるよう、降雪前に排雪場の位置及び運搬ルートの確認を行う。
なお、運搬ルートは除雪が速やかに行われるルートとしなければならない。

1.2 除雪機械運転手の育成支援

除雪機械運転手は、県職員、業者委託及び市町村委託により確保する。

また、運転手の除雪技術向上を図るため、県から除雪業者に対し、鳥取県除雪マニュアルにより、机上研修、車両基地等における実技講習を行うとともに、直営除雪状況をみながら、必要に応じて除雪時に県職員が除雪機械に同乗した直接指導を行う。

1.3 国及び市町村等関係機関との連携

県管理道路の除雪体制については、国土交通省、市町村等の他の道路管理者と連携を図り、除雪の効率化を図る。関係機関との連絡体制は各所属の危機管理マニュアルに定める。

1.4 隣接県との連携

県境部の除雪に当たり、隣接県と密に連絡調整を図り、状況に応じた効率的な除雪を行う。

1.5 情報収集、情報提供等

(1) 沿道の市町村、民間施設等との連携による情報収集

降雪等に伴う渋滞情報や交通障害原因などの情報について、沿道の市町村、民間施設等（県石油商業組合、コンビニエンスストア、バス会社、県トラック協会、県ハイヤータクシー協会、郵便局等）と連携し、情報収集を行う。

(2) バス運行状況の把握及び連絡体制については、「冬期におけるバス運行状況の把握と情報体制について（鳥取県地域づくり推進部中山間・地域交通局地域交通政策課）」による。

(3) 「とっとり雪みちナビ」による道路積雪状況の情報提供

除雪管理に用いているライブカメラ等（250台）を鳥取県ホームページ「とっとり雪みちナビ」により一般公開する。

とっとり雪みちナビURL <http://yukinavi.net/>

(4) 「とっとりWEBマップ」による道路通行規制状況の情報提供

鳥取県の施設情報、まちづくり情報等の総合発信サービスである「とっとりWEBマップ」により、道路規制情報を一般に公開する。

(5) マスコミ等への情報提供

県等が収集した情報は、マスコミ等の広報媒体を活用して情報発信する。

(6) 携帯電話等への情報提供

鳥取県公式ツイッターポータルサイト「とりったー」や「あんしんトリピーメール」、「Yahoo!防災速報」を活用し、交通情報や気象情報を広く、一般に情報提供する。

(7) 地元関係者からの情報収集体制

コンビニエンスストア、ガソリンスタンド等に協力を要請し、県等が収集した情報（FAX等）の提供を依頼する。

1.6 応援除雪体制

豪雪時は気象条件、交通状況、スタック状況、事故発生状況等により、除雪が遅延する箇所が変わるため、事前に応援除雪のシミュレーションを行うことが難しい。

そのため、除雪状況を常時管理し、応援除雪に回せる機械及び人員を把握できる体制及びシステムを構築しておく必要がある。

GPS管理システム、ライブカメラ等により除雪状況を管理し、また、気象予報による再度降雪に対応できる除雪能力を勘案し、応援除雪の可否を判断する。

なお、応援除雪の優先順位は以下を基本とする。

- (1) 同一総合事務所管内の工区間の応援
- (2) 総合事務所間の応援
- (3) 道路管理者間の応援

17 スタック車両の排除

除雪作業に支障となるスタック車両については、平成29年12月4日付第201700212602号「災害対策基本法第76条の6適用時等における立ち往生車両の移動実施手順等について（通知）」によりスタック車両の排除を行う。

18 段階的通行規制実施の基準及び体制

豪雪時において、スタック、事故等の危険性が高まった場合、各年度の鳥取県豪雪時道路通行規制実施要領により、段階的に道路通行規制を行う。